

8月1日(火)から変わります

後期高齢者医療 被保険者証が藤色に

☎ 市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

新しい被保険者証は7月中旬に郵送します。被保険者証が届いたら、住所、氏名、生年月日、一部負担金の割合などを確認し、なくさないように大切に保管しましょう。

有効期限の過ぎた古いオレンジ色の被保険者証は、細かく裁断するなどして処分してください。8月以降に75歳になる人には、誕生月の前月下旬に被保険者証を郵送します。

●一部負担金の割合

一部負担金の割合は1割または3割で、平成28年中の所得・収入によって決まります。3割負担になる人は、平成29年度の住民税課税標準額が145万円以上の被保険者と、その人と同じ世帯にいる被保険者です。

※次の条件に当てはまる人は、確定申告書の写しなどを添えて申請すると『1割』になります。

- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で、その人の収入が383万円未満
- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が2人以上で、その2人以上の収入合計額が520万円未満
- ・世帯に後期高齢者医療被保険者が1人で、同じ世帯にいる後期高齢者医療に加入していない70歳～74歳までの人との収入合計額が520万円未満

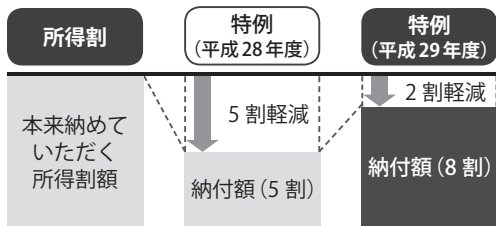
●平成29年度後期高齢者医療保険料の決定

平成28年中の所得に基づき、平成29年8月に平成29年度の後期高齢者医療保険料が決定されます。年間保険料は右のとおり算出されます。

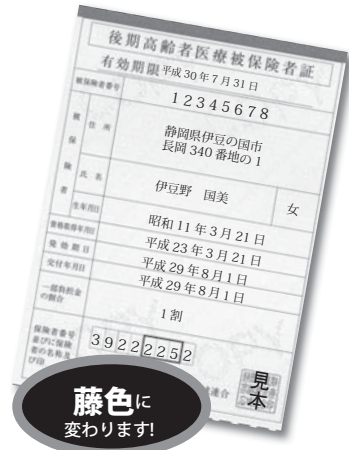
●保険料の軽減率が変わります

≪所得の低い人に対する軽減≫

年収が153万円以上211万円以下の人は、平成28年度までの所得割が5割軽減されていましたが、平成29年度は2割軽減に変更されます。※年金収入のみの人の基準です。その他の所得がある人は基礎控除後の総所得金額等が58万円以下である場合に軽減措置が適用されます。



後期高齢者医療保険に
加入している人へ



藤色に
変わります!

見本

●限度額適用・標準負担額減額認定証

認定証も8月1日から変わります。住民税非課税世帯の被保険者は、申請すると限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。

◆現在、認定証をお持ちの場合

新しい認定証は、7月中に郵送します(被保険者証とは別送です)。ただし、非課税世帯でなくなった人は交付対象でないため継続交付されません。

◆認定証をお持ちでない場合

交付対象者には、7月中旬に申請書を郵送します。国保年金課(伊豆長岡庁舎)で手続きしてください。

【所得割額】

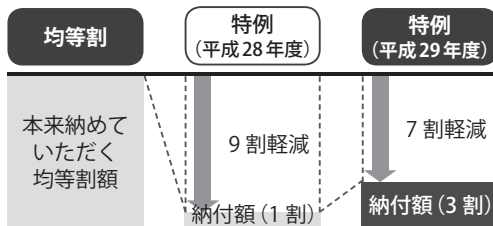
(被保険者の総所得金額等－33万円)×7.85%…①

【均等割額】 39,500円…②

年間保険料 ①＋②(賦課限度額 57万円)

≪被用者保険の被扶養者だった人に対する軽減≫

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、「会社の健康保険組合などの被扶養者」であった人は、平成28年度までの均等割が9割軽減されていましたが、平成29年度は7割軽減に変更されます。



8月1日(火)から変わります

高齢受給者証がクリーム色に

☎ 市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

国民健康保険に加入している70歳から74歳までの人に、高齢受給者証を交付しています。高齢受給者証の更新は毎年8月1日です。8月1日から有効の高齢受給者証は、7月下旬に郵送します。8月以降に70歳になる人には、誕生月の下旬に高齢受給者証を送付します。

医療を受けるときの自己負担割合を示す証明書になりますので、病院などの窓口では保険証と一緒に必ず提示してください。

8月以降、古いうぐいす色の高齢受給者証は使用できなくなります。細かく裁断するなどして処分してください。

●自己負担割合

自己負担割合は平成28年中の所得などにより決まります。

割合	対象になる人		
3割	現役並み所得者	同一世帯に住民税課税標準額が145万円以上の70～74歳までの国保被保険者がいる人。 ※ただし、一定の条件を満たす人は申請すると自己負担割合が「2割(昭和19年4月1日以前生まれの人は1割)」になります。対象になる人には、市役所から申請書を郵送します。	
2割 昭和19年4月1日以前生まれの人は1割	一般	現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当しない人	
	低所得者Ⅱ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の人(低所得者Ⅰ以外の人)	低所得者Ⅰ、低所得者Ⅱの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付対象になります。※(年金の所得は控除額を80万円として計算)
	低所得者Ⅰ	同一世帯の世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で、各所得がいずれも0円の人(年金の所得は控除額を80万円として計算)	

※『限度額適用・標準負担額減額認定証』を医療機関などに提示すると、医療費が自己負担限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。複数の病院や薬局での支払額の合計が自己負担額を超えた場合は、高額療養費として支給されます。

≪認定証の交付には申請が必要です≫

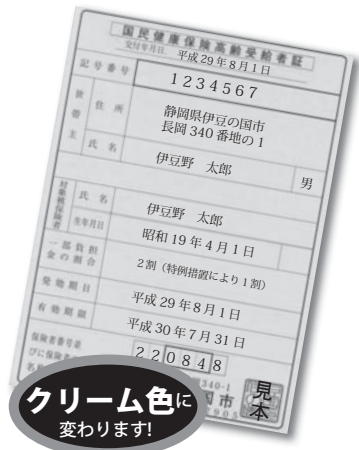
申請先／国保年金課(伊豆長岡庁舎)

持ち物／認印、身分証明書(運転免許証など)、マイナンバーカード(通知カード)、委任状(代理受け取りの場合)

●有効期限

有効期限は平成30年7月31日です。ただし、平成30年7月31日以前に75歳になる場合、有効期限は75歳の誕生日の前日になります。

75歳になると後期高齢者医療で医療を受けるようになります。切り替え時には市役所から保険証を送付します。



クリーム色
変わります!

見本

「健診のお知らせ」の 誤りについて(お詫び)

広報5月号でお知らせし、5月中旬から対象者に郵送した、特定健診・後期高齢者健診の受診券に同封されている「健診のお知らせ」の記載内容に一部誤りがありました。訂正し、お詫び申し上げます。

☎ 市役所国保年金課 ☎ 055-948-2905

訂正箇所／

健診実施機関 JAリハビリテーション中伊豆温泉病院の健診実施時間

誤：月、火、水、木、金 10：00～11：30

土(第2・第4) 9：00～10：30

正：月、火、水、木、金 10：00～11：30

土(第1・第3・第5) 9：00～10：30